

最近改正 令和5年3月31日例規（務）第40号

個人情報の保護に関する諸問題について総合的な検討を行うため、別記のとおり大阪府警察個人情報保護検討委員会設置要綱を制定し、平成15年11月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

大阪府警察個人情報保護検討委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に大阪府警察個人情報保護検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の保護に関する諸問題について総合的な検討を行うことを任務とする。

第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は総務部長を、副委員長は総務課長及び警務課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各部の庶務担当課長（総務課長及び警務課長を除く。）
 - (2) 監察室長
 - (3) 広報課長
 - (4) 会計課長
 - (5) 府民応接センター所長
 - (6) 高度情報推進課長
 - (7) 警察学校副校長
 - (8) 第一方面本部副方面本部長
 - (9) 組織犯罪対策本部副本部長
 - (10) 犯罪対策戦略本部副本部長
 - (11) 万博対策官

第4 運営

- 1 委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第5 幹事会

- 1 委員会に付議される事項について事前に検討・協議させるため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は府民応接センター所長を、副幹事長は府民応接センター調査官（情報公開・個人情報保護担当）及び警務課調査官（企画担当）をもって充てる。
- 4 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 各部の庶務担当課の管理官（企画担当）
 - (2) 広報課広報第一担当課長補佐
 - (3) 会計課管理官（調整担当）
 - (4) 監察室訟務第三担当室長補佐
 - (5) 高度情報推進課管理官（計画担当）
 - (6) 警察学校総務部長
 - (7) 第一方面本部統括官
 - (8) 組織犯罪対策本部管理官（総務・企画担当）
 - (9) 犯罪対策戦略本部管理官（総務担当）

(10) 万博対策本部管理官（企画・対策担当）

- 5 幹事会は、幹事長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- 6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。
- 8 幹事長は、幹事会において検討・協議した結果を、その都度委員長に報告する。

第6 作業部会

- 1 個人情報の保護に係る各種施策について具体的又は継続的に調査・研究させるため、幹事会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は府民応接センター調査官（情報公開・個人情報保護担当）を、副部会長は府民応接センター情報公開・個人情報保護担当所長補佐及び警務課企画第四担当課長補佐を、部会員は幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会は、部会長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会長は、作業部会において調査・研究した結果を、幹事長に報告する。

第7 検討部会

- 1 警察本部の各部、警察学校、第一方面本部、組織犯罪対策本部、犯罪対策戦略本部及び万博対策本部（以下「部等」という。）にそれぞれ個人情報保護検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。
- 2 検討部会は、その置かれる部等（第一方面本部に置く検討部会にあつては、全方面本部）における個人情報の保護に関する諸問題について検討を行うものとする。
- 3 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 4 部会長は、警察本部の各部に置く検討部会にあつては庶務担当課長を、警察学校に置く検討部会にあつては副校長を、第一方面本部に置く検討部会にあつては第一方面本部副方面本部長を、組織犯罪対策本部に置く検討部会にあつては組織犯罪対策本部副本部長を、犯罪対策戦略本部に置く検討部会にあつては犯罪対策戦略本部副本部長を、万博対策本部にあつては万博対策官をもって充て、副部会長及び部会員は、各検討部会の部会長が指名する者をもって充てる。
- 5 その他検討部会の運営については、各検討部会の部会長が定める。

第8 庶務

- 1 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、総務部府民応接センター情報公開・個人情報保護室において行う。
- 2 検討部会の庶務は、各検討部会の部会長の属する所属において行う。